三項」に、「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項第一号ハ⑵中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同号に次のように加える。

ニ　調整対象法人（判定対象年度（判定法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。ニにおいて同じ。）開始の日を含む当該通算親法人の事業年度開始の日の翌日から判定対象年度終了の日までの間に行われた次に掲げる合併の区分に応じそれぞれ次に定める合併法人を含む。）を被合併法人とする合併で、当該翌日から判定対象年度終了の日までの間に行われたもの

(1)　調整対象法人を被合併法人とする合併　当該合併に係る合併法人

(2)　(1)又は(3)に定める合併法人を被合併法人とする合併　当該合併に係る合併法人

(3)　(2)に定める合併法人を被合併法人とする合併　当該合併に係る合併法人

第二十七条の四第十五項第四号中「（当該被合併法人等の事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度）」を削り、同号イからハまでの規定中「（当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特定合併等の日以前に開始した連結事業年度）」を削り、同項第五号イからハまでの規定中「合併等直前事業年度等」を「合併等直前事業年度」に、「合併等以後事業年度等」を「合併等以後事業年度」に改め、同項第六号中「合併等直前事業年度等」を「合併等直前事業年度」に改め、「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併等の日を含む連結事業年度）」及び「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該直前の連結事業年度）」を削り、「合併等以後事業年度等」を「合併等以後事業年度」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併等の日以後に終了した連結事業年度）」を削り、同項に次の一号を加える。

七　調整対象法人　第一号ニの通算親法人の同号ニの事業年度開始の時（当該通算親法人の当該事業年度開始の日に行われた法人を設立する合併に係る合併法人にあつては、同日）において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があつた法人のうち法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものをいう。

第二十七条の四第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、同項第一号中「又は第四号」を削り、同項第二号中「又は第三号から第五号まで」を「、第三号又は第四号」に、「月数で」を「数で」に改め、同項第三号中「から第六号まで」を「又は第五号」に改め、「。次号イにおいて同じ」を削り、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改め、同号ロ⑴中「当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該被合併法人等の連結事業年度とし、」、「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準期間内に終了した連結事業年度）」及び「（当該修正基準期間内に終了した当該被合併法人等の連結事業年度を含む。）」を削り、「満たない場合には」を「満たない場合には、」に改め、「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準日を含む連結事業年度）」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度）」を削り、「場合には同条」を「場合には、同条」に改め、「とし、連結事業年度にあつては連結所得の金額（当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額）とする。」を削り、同号ロ⑵中「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該設立の日を含む連結事業年度）」、「（連結事業年度にあつては、連結所得の金額）」及び「（当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額を含む。）」を削り、同項第四号を削り、同号を「イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）」に改め、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改める。

ロ　各対象特定合併等に係る各被合併法人等ごとの前号ロ⑴及び⑵に掲げる金額の合計額（当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該合計額に加算調整額（イ⑴に掲げる金額又は他の対象特定合併等に係る被合併法人等の同号ロ⑴及び⑵に掲げる金額の合計額をいう。）の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）

第二十七条の四第十四項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第四十二条の四第八項第八号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第八号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第二十二項」に、「第十五項」を「第二十項」に改め、「及び第四号」を削り、同項第二号中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「基準日」を「判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（第二十項第一号において「基準日」という。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「とする」を「（当該法人が通算親法人である場合には、第三号に掲げる法人を除く。）とする」に改め、同項第一号イ⑶中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項に次の一号を加える。

三　他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前二号に掲げる法人以外の法人

ロ　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第二十七条の四第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第七項」を「第十二項」に、「第三項各号」を「第七項各号」に、「第二十六項」を「第三十一項」に改め、「（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割事業年度」に、「分割事業年度等に」を「分割等事業年度に」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「同条第八項第五号」を「同条第十九項第五号」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第八項の認定を受けた合理的な方法を含む。）」及び「当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「その分割等」の下に「（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第八項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項第一号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。」を削り、同項第二号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度の」を「分割等事業年度」に、「各事業年度」に、「分割事業年度等に」を「分割事業年度に」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第四十二条の四第八項第五号」を「第四十二条の四第十九項第五号」に、「（第九項」を「（第十四項」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額）」を削り、「第九項まで」を「第十四項まで」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十四項」に改め、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同号イ中「（その事